

一般社団法人日本倉庫協会
中小経営革新委員会の会社向け



Innovation for Wellbeing

SOMPOリスクマネジメント

自然災害の状況と事業継続力強化 計画の活用について

2021年9月10日
SOMPOリスクマネジメント
首席フェロー 高橋孝一

SOMPOホールディングスとSOMPOリスクマネジメント

会社概要

社 名 : **SOMPOリスクマネジメント株式会社**

(英文表記 Sompo Risk Management Inc.)

設立年月日: 1997年11月19日

本社所在地: 〒160-0023 東京都新宿区西新宿1-24-1エステック情報ビル

拠 点: 東京・名古屋・大阪・福岡

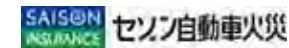
従業員数: 430名 (2021.4.1月現在)

資本金: 3,000万円

株 主: SOMPOホールディングス株式会社(100%)



損害保険ジャパン



SOMPOリスクマネジメント

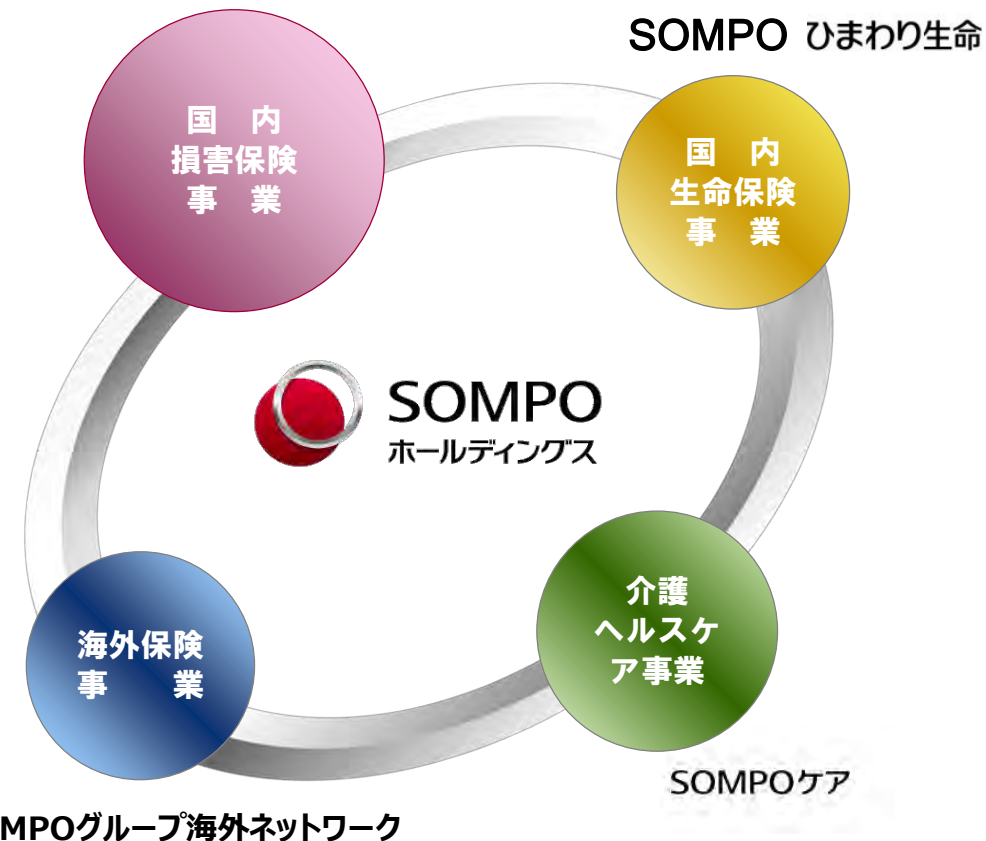
お客さまにとって、「安心・安全・健康の
ソリューション・プロバイダー」

事業内容

リスクマネジメント事業

サイバーセキュリティ事業

アナリティクス事業



説明者の略歴 (SOMPOリスクマネジメント株式会社)

名 前	略 歴
高 橋 孝 一 (たかはし こういち) S O M P Oリスクマネジメント 株式会社 首席フェロー (リスクマネジメント)	◆横浜国立大学工学部化学工学科卒業後、1980年に保険会社入社、41年間、企業のリスクマネジメントを専門に歩み、『リスク管理体制構築支援』、『火災・爆発・風水害などの事故防止』、『製造物責任対策』、『事業継続マネジメント(BCM)』、『海外危機管理対策』、『コンプライアンス』などのコンサルティングの提供やリスクマネジメントセミナーの講師等で活動中 ◆主な資格・社外団体役職 NPO 事業継続推進機構 副理事長 NPO 日本危機管理士機構 理事 ◆官庁・経団連等では有識者として参画している委員会 内閣府・・・2005年から「事業継続ガイドライン」の策定に参画 中小企業庁・・・2005年から「事業継続ガイドライン」の策定に参画 ・・・2018年から「中小企業強靱化研究会」委員 経済産業省・・・2016年から「地域連携BCP普及検討会」委員 国土交通省・・・2010年から港湾BCPや石炭備蓄BCP等の委員会に参画 ・・・2019年から水災害対策検討小委員会の委員 外務省・・・2008年から「在外邦人向け海外危機管理研修」の講師 文化庁・・・2015年度から美術品補償制度部会に参画 経団連・・・2011年度から社会基盤強化委員会企画部会に参画 (BCPに関する政府への提言作成)に参画

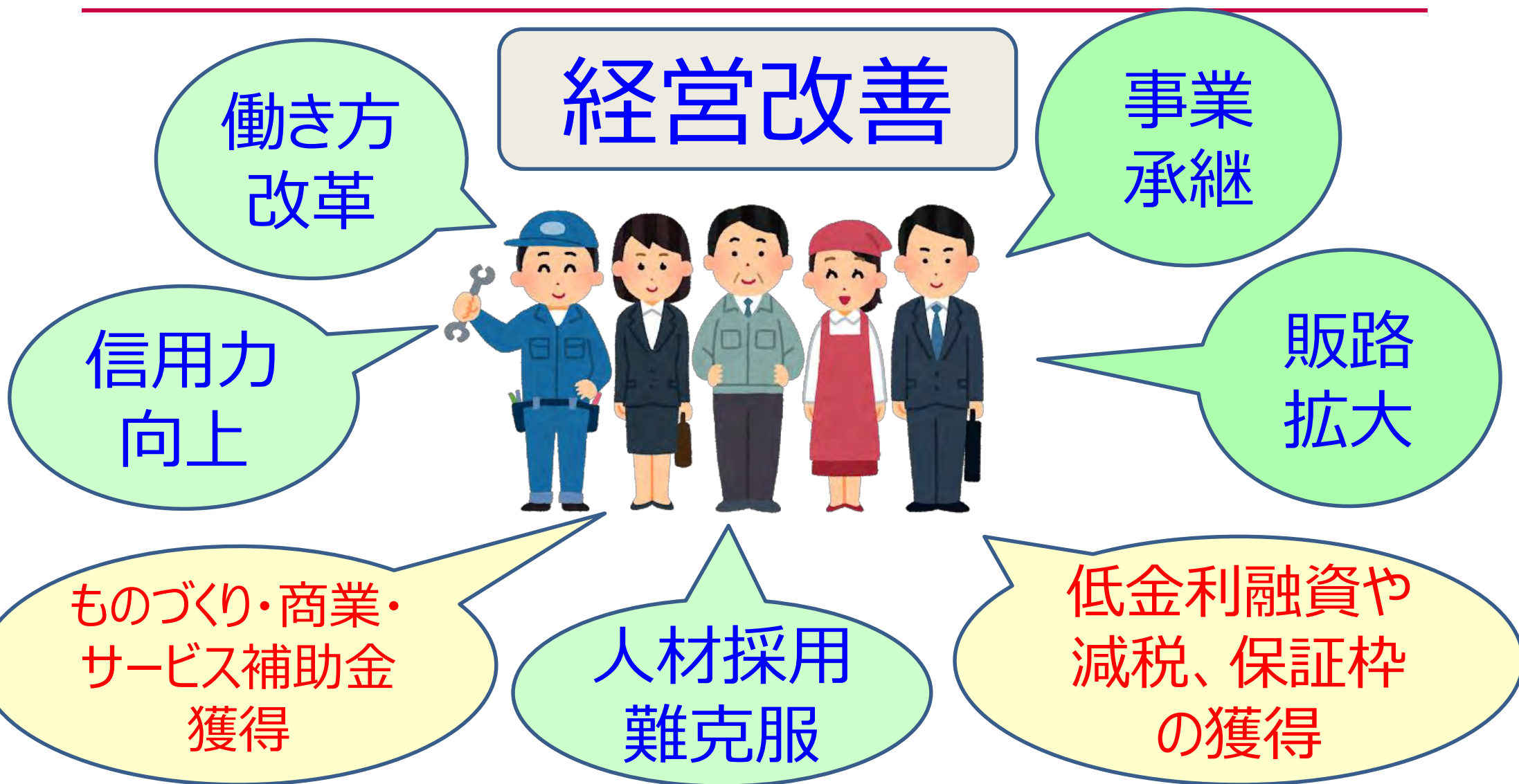


事業継続力強化計画の詳細制度設計のための検討会 委員名簿

下記の6人の専門家で中小企業庁から提案される強靱化支援の具体策を検討してきました。

- ◆伊藤 毅 特定非営利法人事業推進機構 副理事長
(株)レジリエンシープランニングオフィス 代表取締役
 - ◆川口 淳 三重大学大学院 准教授
 - ◆高橋 孝一 SOMPOリスクマネジメント株式会社 首席フェロー
 - ◆蛭間 芳樹 株式会社日本政策投資銀行サステナビリティ企画部
BCM 格付主幹
 - ◆藤田 千晴 東京都中小企業診断士協会 理事・地域支援部長
 - ◎渡辺 研司 名古屋工業大学大学院 教授
- ◎は座長

中小企業の皆様にとって事業継続力強化計画は何に役立つのか



別途、申請書の作成研修では1時間半で事業継続力強化計画の申請を作成し、その後、経済産業大臣認定を獲得できます。

目次

1. 近年の災害状況	 P6～11
2. 事業継続力強化計画策定の背景	 P12～18
3. 事業継続力強化計画の概要と認定のメリット	 P19～34
4. ものづくり・商業・サービス補助金	 P35～40
5. 事業継続力強化計画の認定申請書の策定について	 P41～53

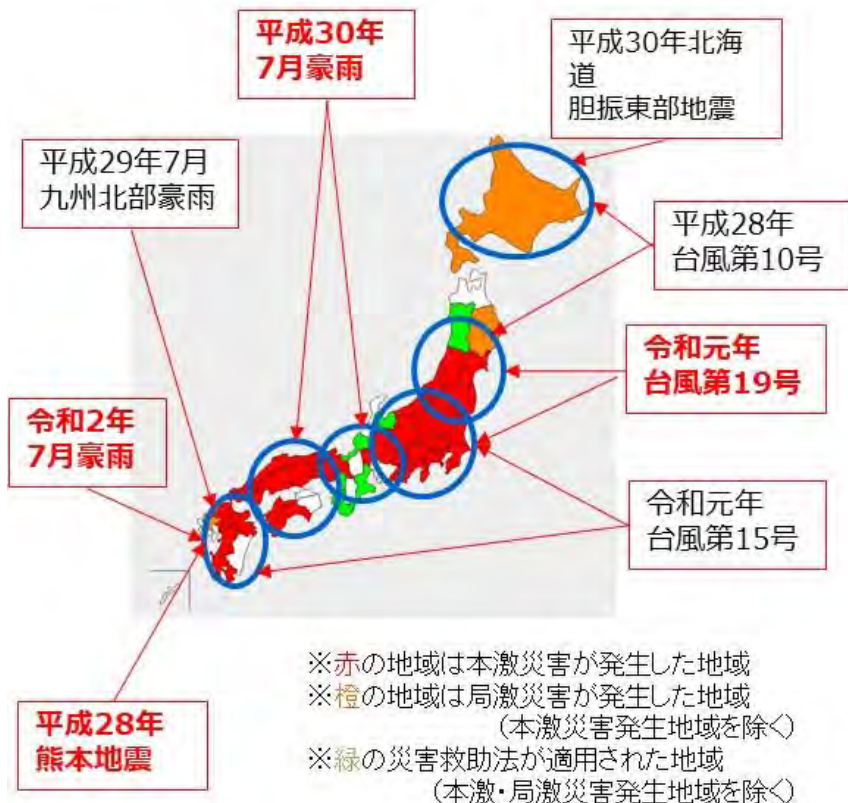
1. 近年の災害状況

1.1 全国で発生する自然災害等（災害の発生状況）

自然災害等は全国で発生し、発生日時や場所が予測不可能であるとともに、その規模や種類も様々。今後も日本全土エリアを問わず発生の可能性があるので、**事前の防災・減災対策は、業種・規模など関係なく、全事業者が取り組むべき重要な課題。**

更に、近年、自然災害は激甚化する傾向にあり、被害額が増加している。

【全国で頻発する激甚災害（平成28年以降）】



【我が国の自然災害発生件数及び被害額の推移】



資料：ルーバン・カトリック大学疫学研究所災害データベース(EM-DAT)より中小企業庁作成

(注) 1.1971年～2018年の自然災害による被害額を集計している

2.2018年12月時点でのデータを用いて集計している

3.EM-DATでは「死者が10人以上」、「被災者が100人以上」、「緊急事態宣言の発令」、「国際救援の要請」のいずれかに該当する事象を「災害」として登録している。

1.2 全国各地で多発する災害等（平成28年度以降）



※緑の地域が、平成28年度以降、災害救助法が適用された37都道府県。

いずれの災害においても、多くの商工被害が発生。

年	災害名	災害救助法された市区町村が所在する都道府県
H28 年度	①平成28年熊本地震【本激】	熊本県
	②平成28年台風第10号【局激】	北海道、岩手県
	③平成28年鳥取県中部を震源とする地震	鳥取県
	④平成28年新潟県糸魚川市における大規模火災	新潟県
H29 年度	⑤平成29年7月九州北部豪雨【局激】	福岡県、大分県
	⑥平成29年7月22日からの大雨	秋田県
	⑦平成29年台風第18号	大分県
	⑧平成29年台風第21号	三重県、京都府、和歌山県
	⑨平成30年2月4日からの大雪	福井県
	⑩平成29年度豪雪	新潟県
H30 年度	⑪平成30年大阪北部を震源とする地震	大阪府
	⑫平成30年7月豪雨【本激】	岐阜県、京都府、兵庫県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、愛媛県、高知県、福岡県
	⑬平成30年8月30日からの大雨	山形県
	⑭平成30年北海道胆振東部地震【局激】	北海道
R元 年度	⑮令和元年8月13日から9月24日までの間の暴風雨及び豪雨による災害【局激】	千葉県、東京都、佐賀県
	⑯令和元年10月11日から同月26日までの間の暴風雨及び豪雨による災害【本激】	岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県、静岡県
R2 年度	⑰令和2年7月豪雨による災害【本激】	山形県、長野県、岐阜県、島根県、福岡県、佐賀県、熊本県、大分県、鹿児島県
	⑱令和2年12月16日からの大雪	新潟県
	⑲令和3年1月7日からの大雪	秋田県、新潟県、富山県、福井県

1.3 令和元年台風15号・19号による被害状況

- ・ 台風第15号の影響により、関東沿岸部を中心に広い範囲で記録的な暴風雨となった。千葉県では、住家全壊124棟、半壊1,457棟、一部損壊23,158棟の被害があり（10月1日県公表資料）、さらに長期間の停電により経済活動に甚大な影響が及んだ。横浜市金沢区では、沿岸の工業団地の護岸が損壊し、広範囲に浸水の被害が発生。
- ・ 台風第19号の影響により、東日本の広範囲にわたって甚大な被害が発生。激甚災害（本激）に指定された。

千葉県内被害の様子



横浜市内被害の様子



長野市内被害の様子



1.4 火災保険(住宅・一般・倉庫・工場)の保険料と保険金(全損保合計)

■ 2017年の火災保険(住宅は総合保険のため風害や水害は補償対象)

ご契約件数 1,650万件

保険料合計 9,100億円

お支払件数 72万件

お支払い保険金 5,040億円

■ 2018年の火災保険

ご契約件数 1,680万件

保険料合計 9,900億円

お支払件数 157万件

お支払い保険金 15,400億円

◆ 1兆3,500億円が平成30年7月豪雨と台風21号、24号)

◆ 令和元年(2019年)の台風15号、19号で8,600億円

1.5 震度 6 弱以上の発生確率(例示)

J-SHIS(地震ハザードステーション)によると今後 30 年以内に横浜市鶴見区大黒ふ頭で震度 6 弱以上の地震に見舞われる確率が 66.1%

京都府久世郡久御山町(くみやまちょう)で震度 6 弱以上の地震に見舞われる確率が 57.3%

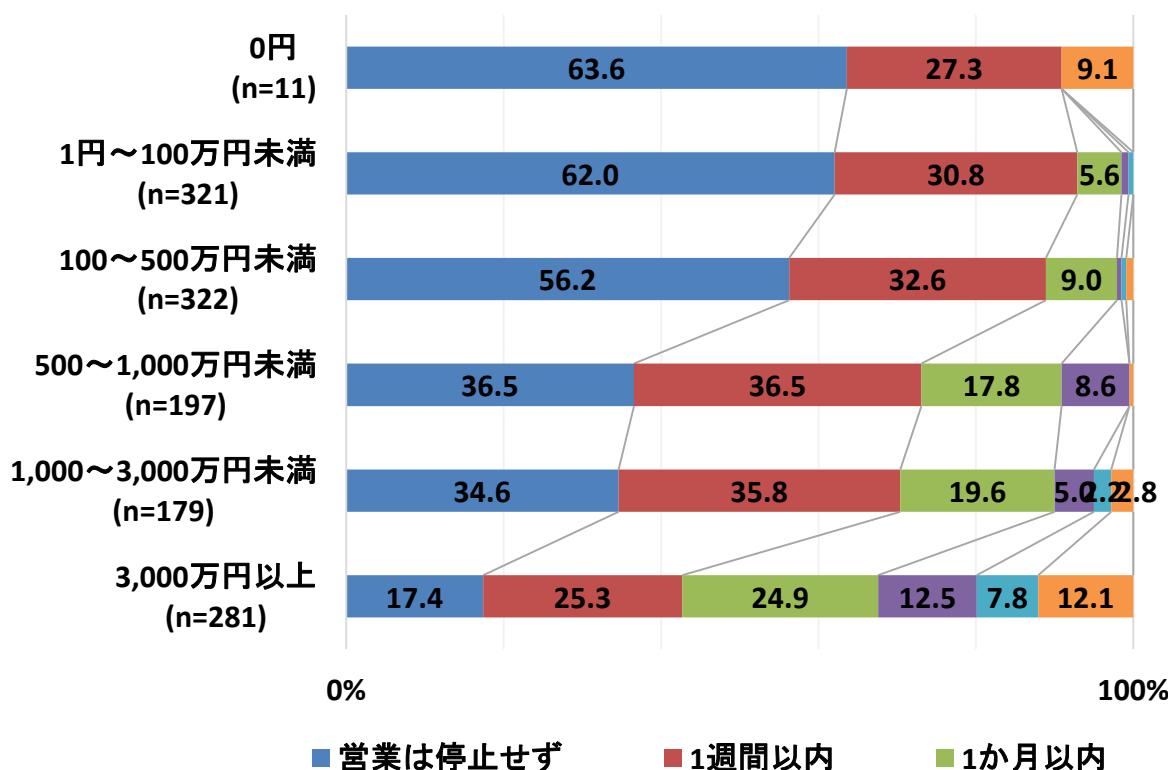
例示 熊本駅の震度 6 弱以上の確率が 18.5%でしたが、6 強が来ました。

2. 事業継続力強化計画策定の背景

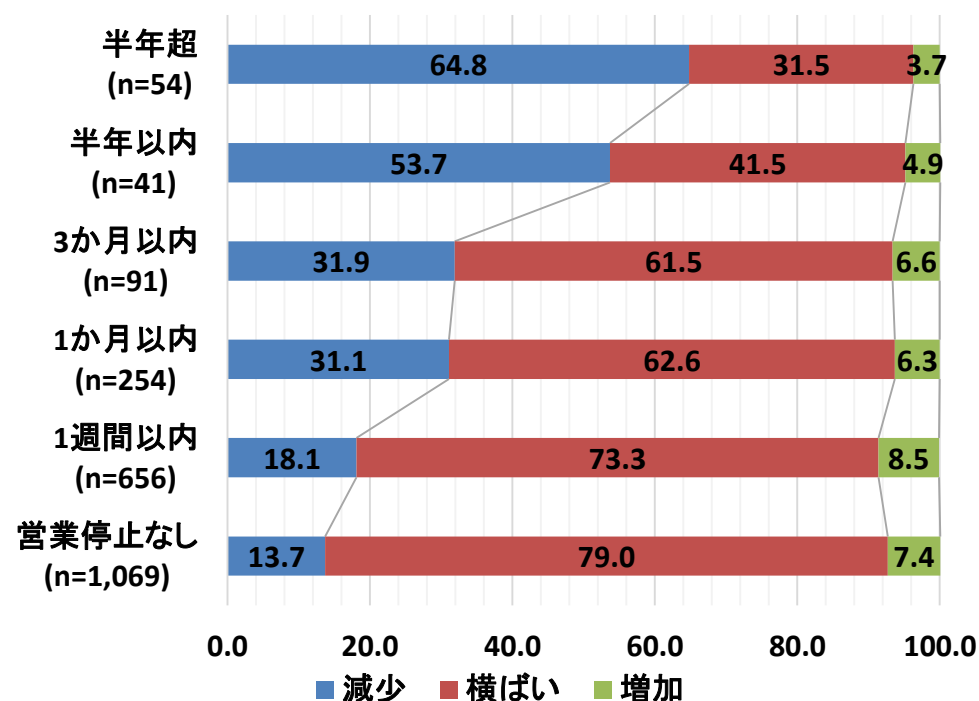
2.1 中小企業全体が防災・減災対策に取り組む必要性

- 被災の規模が大きいほど営業停止期間が長期化する傾向にあり、営業停止期間が長期化すれば、中小企業は取引先が減少する傾向がある。
- 地域やサプライチェーンで重要な役割を担う中小企業が、事前の防災・減災対策の取組を講ずることは、地域やサプライチェーンの機能の維持に繋がる。

【被災による物的損失額別に見た、当該事業所における営業停止期間】



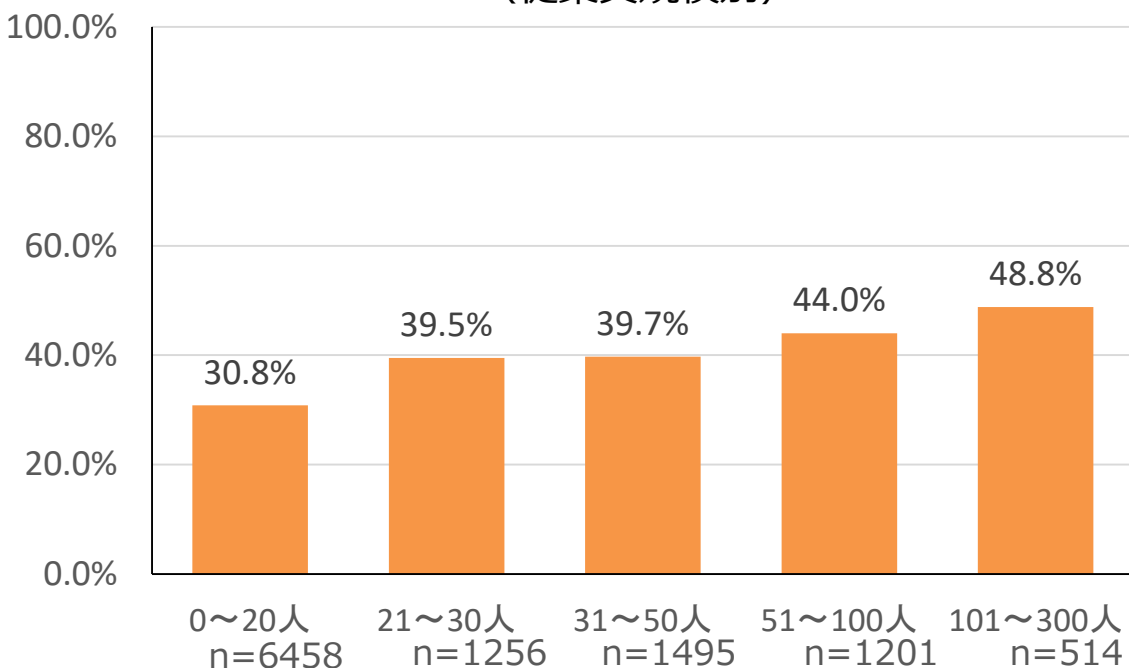
【被災による営業停止期間別に見た、被災3ヶ月後における被災前と比較した取引先数の推移】



2.2 中小企業の防災・減災対策の状況(1)

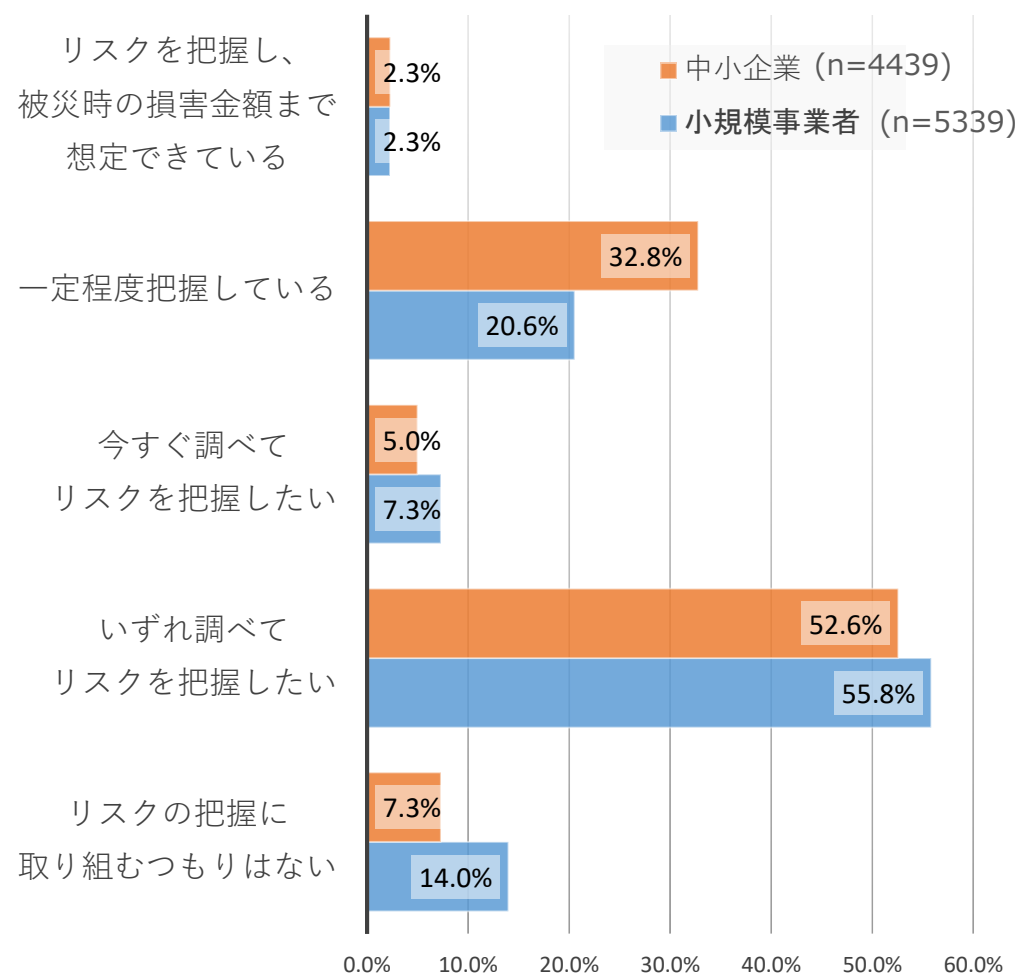
(1) 防災・減災に対する問題意識が十分でなく、防災・減災に関心が低い。

ハザードマップを見たことがある企業の割合
(従業員規模別)



(出所) 三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)
中小企業の災害対応に関する調査(2018年12月)

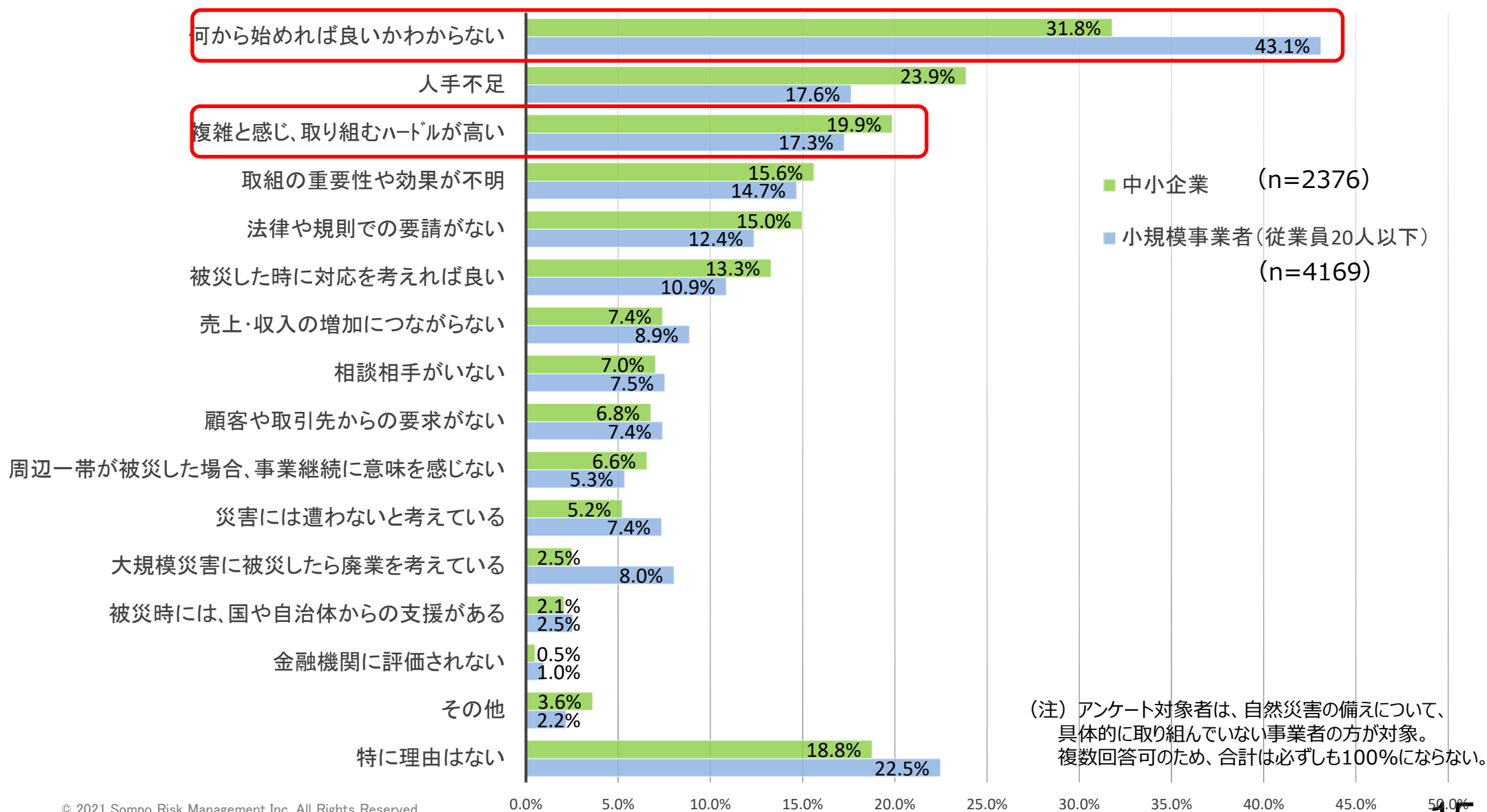
自然災害に関して抱えるリスクの把握状況



(出所) 三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)
中小企業の災害対応に関する調査(2018年12月)

2.3 中小企業の防災・減災対策の状況(2)

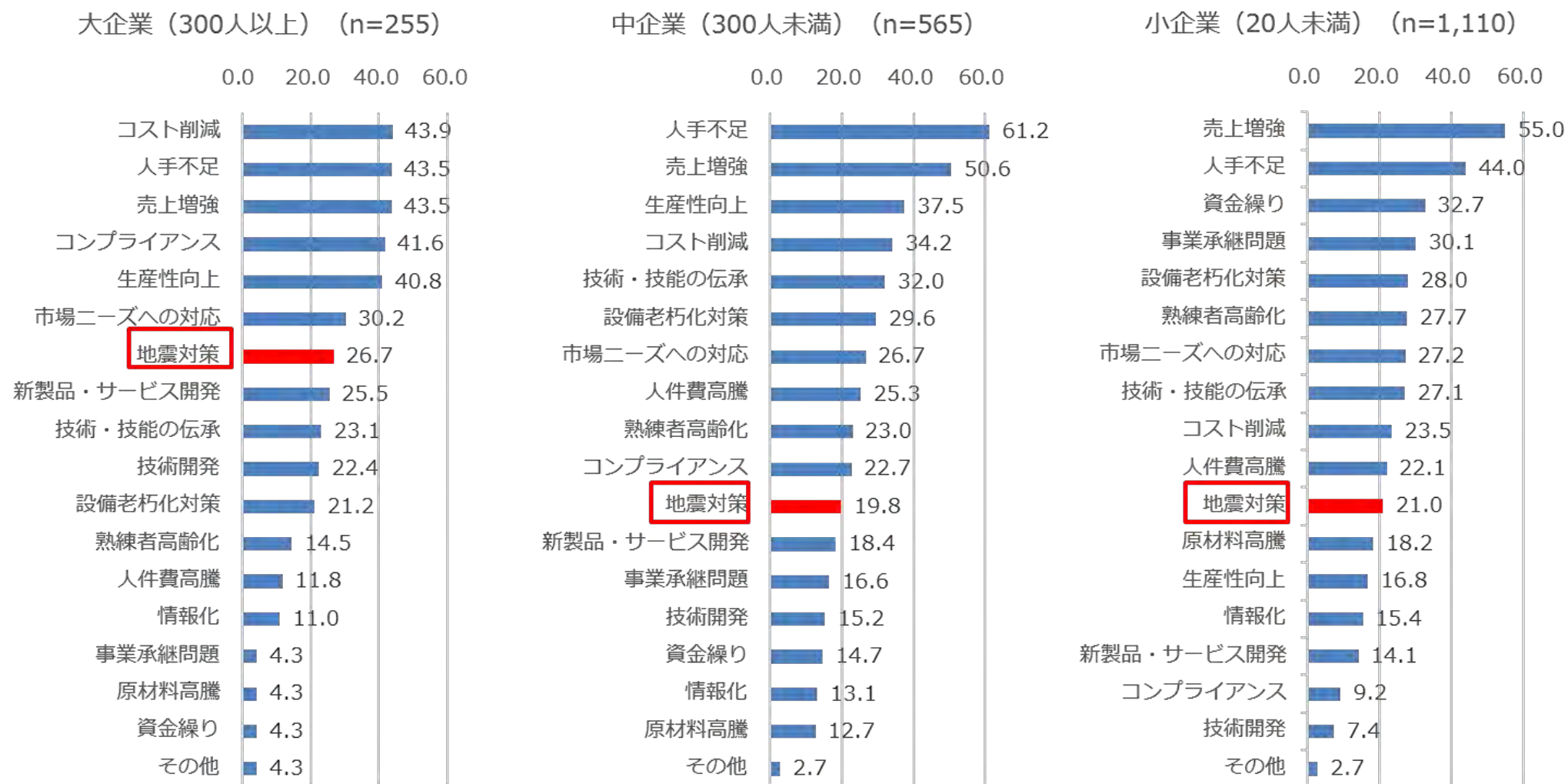
(2) ノウハウがなく、具体的に何から取りかかればよいか分からない。



2.4 中小企業の防災・減災対策の状況(3)

(3) 防災・減災に対して、実施する優先順位が低い。

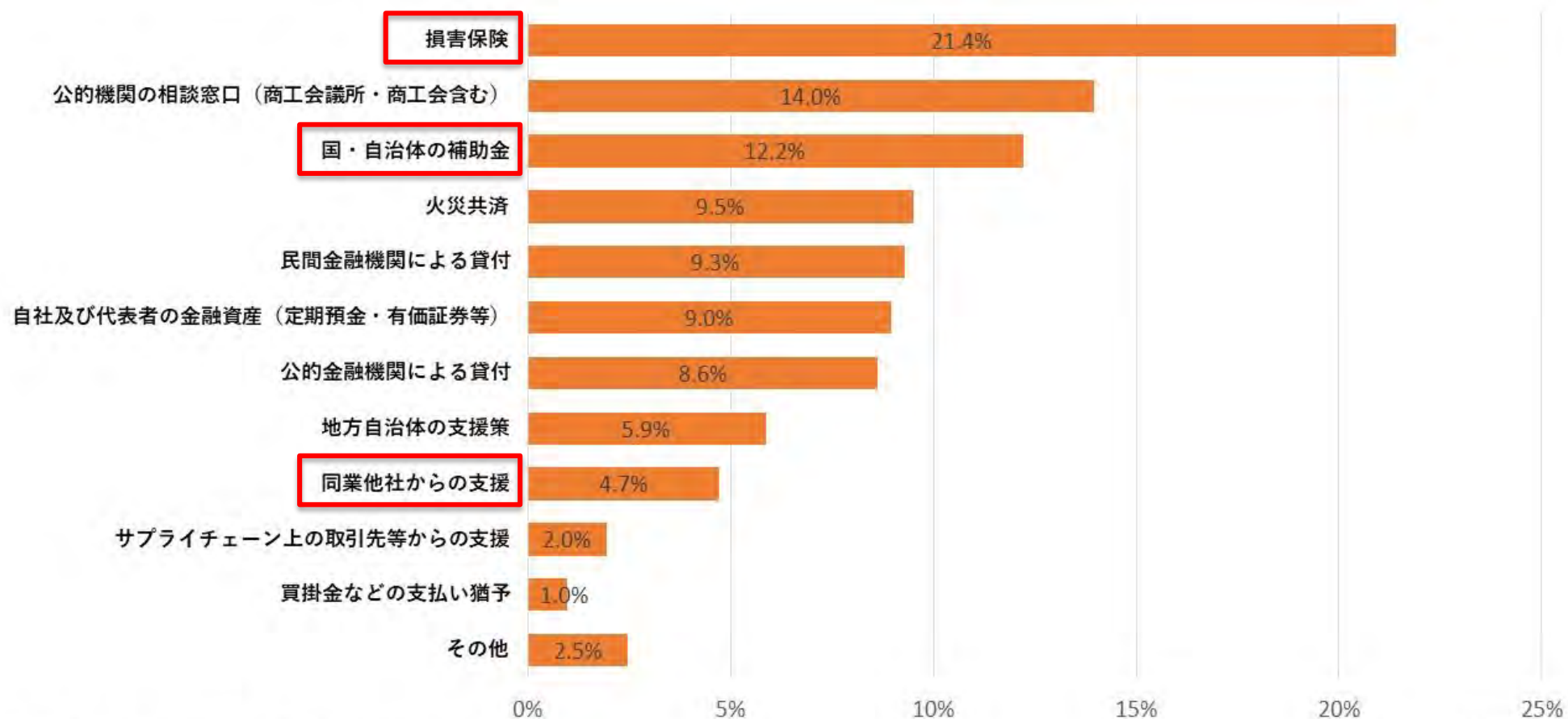
経営課題の優先順位



2.5 事前対策の効果

被災した企業が、復旧・復興に際して最も役に立ったものは損害保険。
そのほか、公的機関の相談窓口など自治体による支援や、金融機関による貸付、
取引のある企業や同業他社による支援など、中小企業を取り巻く関係者による支援が、
被災企業の復旧・復興に貢献している。

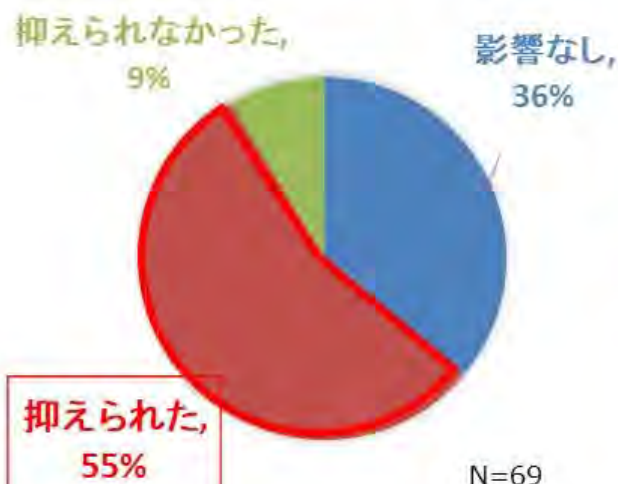
被災した企業が、復旧・復興する際に最も役に立ったもの



2.6 事業継続力強化計画策定の有効性(令和2年7月豪雨)

- 災害救助法適用地域（福岡県、熊本県、大分県）に所在する、「事業継続力強化計画」の認定を受けた一部の企業にヒアリングを実施。有効回答のうち**5割以上の企業において「被害が抑えられた」との回答あり。**
- 被害を抑えた事業者からは、「**機器の嵩上げを実施していた**」、「**計画に基づき、スムーズに避難を指示できた**」との有効性を実感する回答がある一方、計画の不実施に伴う被害を抑えられなかった事例も存在。

＜認定企業の回答＞



＜被害を抑えられた回答＞

- 浸水したが、計画に基づき、**溶接機器等の設備や備品を低い場所から高い場所に移動**させていたため、被害を抑えられた。（福岡県・食品製造業）
- **計画に基づき、従業員の連絡網（SNS）を作っていた**ため、安否確認及び設備の再稼働がスムーズに行えた。（熊本県・卸売業）
- 展示場及び、一部機械が水没したが、**計画に基づき、連絡網の整備の実施や、帳簿をクラウドに保存していた**ため、被害が抑えられた。（熊本県・サービス業）

＜被害を抑えられなかった回答＞

- 床上浸水に遭い、**計画に記載していた重機・測量機等の保険が未加入かつ嵩上げを不実施**。機器等が破損してしまった。（福岡県・建設業）
- **計画に基づき、保険の内容を確認している最中に被災し**、保険が適用にならない可能性がある。事務所及び作業場が浸水し現在も再開に至ってない。（大分県・卸売業）
- **計画では地震を想定していたため、水害に備えていなかった**。（熊本県・サービス業）

＜その他の回答＞

- 被害はないが、**計画に基づき行動することで有効性を確認した。必要性を社内で改めて共有**できた。（福岡県・食品製造業）
- 工場が停止し、生産が追いつかず取引先に迷惑をかけた。**代替生産まで踏み込んで検討すべきと感じた**。（福岡県・製造業）

3. 事業継続力強化計画の概要 と認定のメリット

3.1 中小企業強靱化法の概要

法律は2019年7月16日に施行

中小企業強靱化法（中小企業の事業活動の継続に資するための中小企業等経営強化法等の一部を改正する法律）

- 本研究会における検討結果を踏まえ、**中小企業の災害対応力を高める**ため、「**中小企業強靱化法案**」を本通常国会に提出し、5月29日に**成立**。**この夏の施行**に向け、準備を進めている。

① 中小企業の防災・減災対策の強化（中小企業等経営強化法の改正）

（1）国による**基本方針**の策定

- ① 中小企業が行う事前対策の内容
- ② 中小企業を取り巻く関係者※に期待される協力

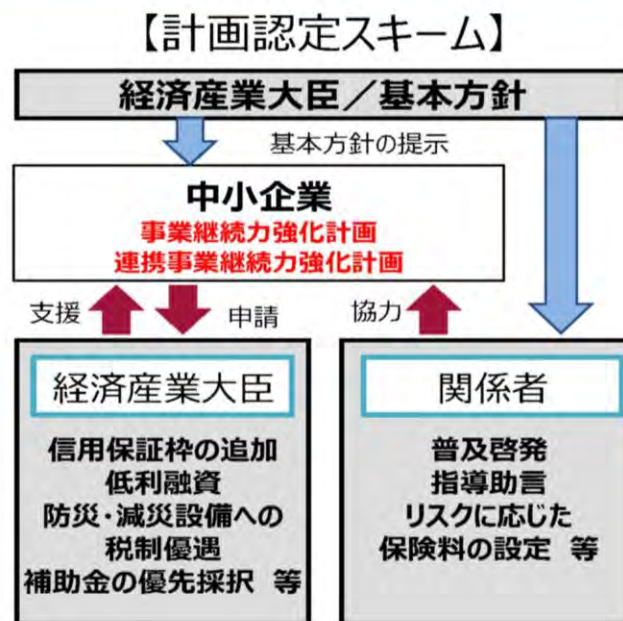
（2）経産大臣による防災・減災対策に関する**計画**の認定

- ① 中小企業が単独で行う「事業継続力強化計画」
- ② 複数の中小企業が連携して行う「連携事業継続力強化計画」

（3）認定計画に基づく取組に対する**支援策**

- ① **税制優遇**（防災・減災設備への税制優遇の創設）
- ② **補助金採択に当たっての優遇** ③ **金融支援**（信用保証、低利融資等）

（4）国、地方自治体、関係者の**協力**（努力規定）



② 商工会・商工会議所による支援体制の強化（小規模事業者支援法の改正）

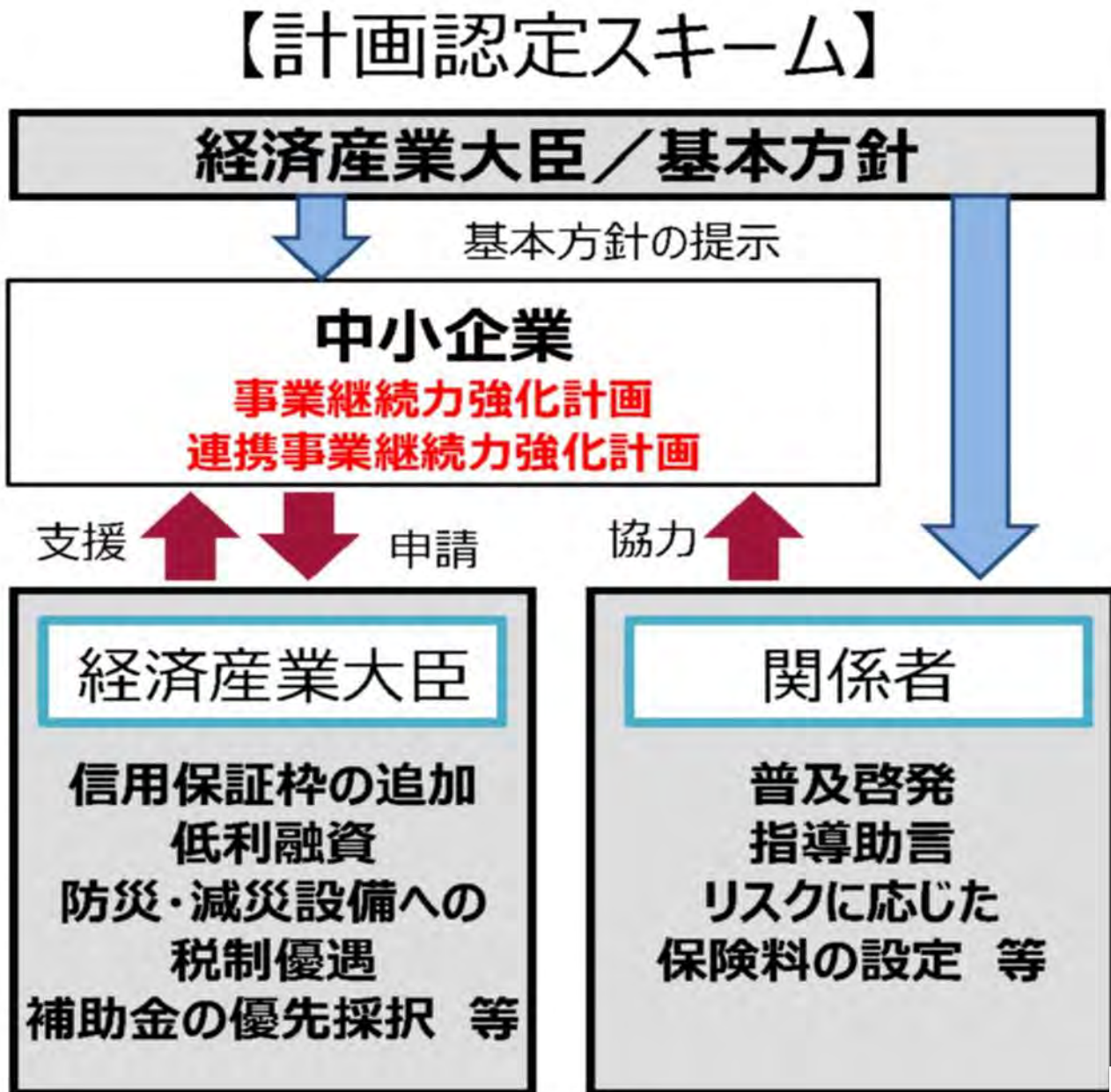
- 商工会・商工会議所の業務として普及啓発や発災時の対応を明確化（「**支援計画**」として策定）

次ページに
拡大版掲載

3.2 計画認定スキーム

対象にするリスクは

- ◆大規模自然災害の
地震・洪水・大雪など
- ◆新型コロナウイルス感染症
- ◆サイバーリスク



3.3 事業継続力強化計画とBCPの違い

参考：防災・減災対策における事業継続力強化計画の位置づけ

○ 本計画の策定は、事業者が事業継続力獲得に向けて継続的に取り組むための第一歩。

事業継続力の獲得（目指す姿）

- ①自然災害等の脅威発生時の甚大被害発生確率減少
- ②被害発生時の迅速な対応行動の実現
- ③甚大被害発生時にも復旧可能な財務体質や支援体制の確保
- ④現実的な継続的改善のプロセスの定着

日本倉庫協会がBCP
ひな形をすでに所持

事業継続計画（BCP）

- ①重要業務と目標復旧時間の決定（ただし必要に応じて）
- ②事業継続戦略（復旧・代替・お互い様など）
- ③業務復旧・再開対応体制と再開プロセスの明確化
- ④継続的改善プロセスの明確化と訓練計画策定

事業継続力強化計画（認定対象）

- ①事業継続力強化の必要性の認識
- ②脅威と発生時の被害発生認識
- ③必要な事前対策（防災＋事業継続、訓練の実施を含む）の抽出と実施計画策定
- ④初動対応体制と行動プロセスの明確化
（人命安全確保～被害状況把握～顧客報告）

対策の実施と訓練による改善

できる認証
レジリエンス認証
やISO22301

やるき認定

3.4 大規模災害時に経営者が確認したいこと(赤が初動、青はBCP)

1. 従業員とその家族は無事か?

1年間は
何時間ですか?

2. 当社の被害はどの程度か?

3. 近隣の皆様にご迷惑を掛けないか

4. 世の中とインフラの被害はどの程度か?

5. お客様に迷惑を掛けないか?

(お預かりした寄託物は安全に入出荷できるか)

 コロナで需要がなくなった業界では供給責任を果たしても

企業経営が継続できない

3.5 支援策の内容（税制優遇・金融支援・補助金等）

①防災・減災対策の促進に向けた支援策（税・金融措置・補助金）

- 事業継続力強化計画の認定を受けた者に対し、税制措置・金融支援を講ずるとともに、補助金採択に当たって優遇。

税制優遇

○中小企業防災・減災投資促進税制

事業継続力強化計画の認定を受けた中小企業・小規模事業者の設備投資に対する特別償却(20%)

【対象設備】

事前対策を強化するために必要な防災・減災設備

【具体例】

- ✓ 機械装置（100万円以上）
：自家発電機、排水ポンプ 等
- ✓ 器具備品（30万円以上）
：制震・免震ラック、衛星電話 等
- ✓ 建物附属設備（60万円以上）
：止水板、防火シャッター、排煙設備 等

金融支援

○信用保証

事業継続力強化計画の認定を受けた中小企業・小規模事業者の信用保険の保証枠を別枠追加。

○日本政策金融公庫・BCP融資の拡充

津波、水害及び土砂災害に係る要対策地域に所在する者の土地に係る設備資金について、貸付金利を引き下げ。

加えて、事業継続力強化計画の認定を受けた中小企業・小規模事業者の防災に係る設備資金の貸付金利を基準金利から引き下げ。

補助金等

○補助金採択にあたっての優遇

事業継続力強化計画の認定を受けた中小企業・小規模事業者が補助金採択にあたって加点措置が受けられるなどの措置を検討中。

○自家用発電設備等導入への補助

大規模災害時等の停電に備え、中小企業・小規模事業者の事業の中断を未然に阻止する体制を確保するため、石油製品等を用いる自家発電設備等の設置に要する経費の一部を補助。

令和3年度は事業再構築補助金の関係で当該補助金は無し、次年度に期待

3.6 防災・減災投資促進税制(特別償却20%)

支援措置①－1 中小企業防災・減災投資促進税制 (法人税・事業税・所得税)

- 中小企業が災害への事前対策を強化するための設備投資を後押しするため、**自家発電機、制震・免震装置等の防災・減災設備**に対して、**特別償却（20%）**を講じる。
- 認定計画に含まれる設備の導入に対して、上記の税制措置を適用。

改正概要

【適用期限：

令和5年度まで延長

通常の減価償却とは別に
20%の損金処理
通常の減価償却にオン

税制の概要

【対象者】

(連携) 事業継続力強化計画の認定を受けた中小企業・小規模事業者

【対象設備】

事前対策を強化するために必要な防災・減災設備

＜対象設備＞

- ✓ 機械装置（100万円以上）：自家発電機、排水ポンプ 等
- ✓ 器具備品（30万円以上）：制震・免震ラック、衛星電話 等
- ✓ 建物附属設備（60万円以上）：止水板、防火シャッター、排煙設備 等

【税制措置の内容】

対象設備への投資に対して特別償却（20%）を講じる。

【認定スキーム】

経済産業大臣

②申請 ↑ ↓ ③認定

①（連携）事業継続力強化計画策定

【対象事業者】

・中小企業・小規模事業者

【計画記載事項】

・取組内容・実施期間
・防災・減災設備の内容 等

⑤税制優遇 ↑ ↓ ④税務申告

所轄の税務署

感染症設備としては30万円以上のサーモグラフィ装置のみ減税対象
資料4の作成の手引きの70ページに詳細を記載してあります。

3.7 金融支援策(低金利融資)

支援措置①－2 金融支援

- 事業継続力強化計画の認定を受けた中小企業の信用保険の保証枠を別枠追加。
- 津波、水害及び土砂災害に係る要対策地域に所在する者の土地に係る設備資金について、貸付金利を引き下げ。
- 加えて、事業継続力強化計画の認定を受けた中小企業・小規模事業者の防災に係る設備資金の貸付金利を基準金利から引き下げ。

■ 信用保険の保証枠の別枠追加

保険の種類	普通保険	無担保保険	特別小口保険
別枠追加額	別枠追加2億円	別枠追加8,000万	別枠追加1250万

建物や倉庫の新設含む。
BCPに資することがポイント
最大0.9%利子が安くなる

■ 防災に係る設備資金の金利引き下げ（社会環境対応施設整備資金（BCP関連））

対象	中小企業庁が公表するBCP策定運用指針（以下、中企庁指針という。）に則り策定したBCPに基づき、防災に資する施設等の整備を行う中小企業者	貸付限度額及び貸付利率	【中小企業事業】 ○貸付限度額：7億2千万円（うち、運転資金2億5千万円） ○貸付利率：【設備資金※1】2億7千万円まで：基準利率－0.9% 2億7千万円超：基準利率 【運転資金※2】基準利率
取扱金融機関	日本政策金融公庫（中小企業事業、国民生活事業）		【国民生活事業】 ○貸付限度額：7,200万円（うち、運転資金：4,800万円） ○貸付利率：【設備資金※1】基準利率－0.9% 【運転資金※2】基準利率
貸付対象	○設備資金： 施設の耐震化、自家発設備の設置、倉庫の防火対策、機械の転倒・転落防止対策、データバックアップ設備設置、窓ガラス飛散防止対策など（※建て直し、移転を含む。） ○運転資金： 事業継続に必要な在庫や原材料等の確保、耐震診断費用など		※1 耐震改修促進法に基づく特定既存耐震不適格建築物等の耐震改修を行う者が必要とする設備資金については、貸付利率を基準利率から0.9%引き下げる。 ※2 耐震診断を行うために必要な運転資金及び複数企業連携に係る運転資金については、貸付利率を基準利率から0.4%引き下げる。

3.8 金融支援策(信用保険の拡充)

事業継続力強化計画の認定を受けた事業者は、連携事業継続力強化計画の実行にあたり、民間金融機関から融資を受ける際、信用保証協会による信用保証のうち、普通保険等とは別枠での追加保証や保証枠の拡大が受けることが可能。

保証限度額

	通常枠	別枠
普通保険	2億円（組合4億円）	2億円（組合4億円）
無担保保険	8,000万円	8,000万円
特別小口保険	2,000万円	2,000万円
新事業開拓保険	2億円⇒3億円（組合4億円⇒6億円）（保証枠の拡大）	
海外投資関係保険	2億円⇒4億円（組合4億円⇒6億円）（保証枠の拡大）	

※事業継続力強化計画の認定を受けた事業者が必ずしも保証枠の拡大を受けられるというものではありません。別途、信用保証協会内での審査を受けることが必要となります。

信用保証協会の金融支援を受けるためには、事業継続力強化計画の申請様式の「3（2）事業継続力強化に資する対策及び取組 B事業継続力強化に資する設備、機器及び装置の導入」に、金融支援を受ける予定の設備について、その設備の必要性、金融機関から融資を受ける旨を記載する必要がある。

また、「5 事業継続力強化を実施するために必要な資金の額及びその調達方法」について、必要事項を記載する必要がある。

3.9 ものづくり補助金、持続化補助金、自家発電導入補助金

支援措置①－3 補助金

ものづくり補助金 令和2年度から年2回が3ヶ月ごとに変更になった
締切は5月、8月、11月、2月 採択は認定者が優先
令和3年4月15日に初回申請を締め切った「事業再構築補助金」は関連無し

補助金等

○補助金採択にあたっての優遇

事業継続力強化計画の認定を受けた中小企業・小規模事業者が**補助金採択にあたって加点措置が受けられるなどの措置**を検討中。具体的には、**ものづくり補助金**などを想定。

○自家発電設備等導入への補助

大規模災害時等の停電に備え、中小企業・小規模事業者の事業の中断を未然に阻止する体制を確保するため、石油製品等を用いる**自家発電設備等の設置に要する経費の一部を補助**。

平成30年度補正予算

中小企業・小規模事業者の 災害時に備えた自家発電設備等 導入事業 補助金

大規模災害時等に系統電力等の供給が途絶した際に、中小企業者の事業継続体制を確保するため、石油製品等を用いる自家発電設備等の設置に要する経費を補助します。
※対象設備は、自家発電機、当該設備に接続する石油製品（ガソリン、灯油、軽油、重油、石油ガス）を貯蔵する容器等

■ 補助率
2/3以内（上限：5,000万円）

■ 補助対象者
日本国内に本社及び実施場所を有する中小企業等経営

■ 公募締切
令和元年6月28日（金）消印有効

■ 補助対象設備
【自家発電設備】
1）災害時に系統電力、水道の供給が途絶した場合でも使用可能であり、補助対象経費で単価50万円（税別）以上のものに限り、

令和3年度は事業再構築補助金の関係で当該補助金は無し、次年度に期待

令和2年の自家発電補助金は6月末で締め切られ、246件の申請があり、120件が採択されました。不採択企業は当該認定を受けておりませんでした。
静岡県の企業は23件中21件採択と最多でした。

3.10 事業継続力強化計画書申請の内容

事業継続力強化計画の内容（事業継続力強化計画様式（案））

- 申請手続を簡素化できるように、**ISO**等を取得している場合、②**レジリエンス認証**を受けることができることとする。
- また「**作成指針**」や「**作成の**」をハンズオンで支援。

計画記載事項（案）

（１）事業継続力強化の目標

- － 事業継続力強化の目的
- － 自然災害等の想定
- － 自然災害等が事業活動に与える影響

（２）事業継続力強化の内容

- － 自然災害等が発生した場合における事業継続の確保
- － 人員体制の整備
- － 事業継続力強化に資する設備等の整備
- － リスクファイナンス（保険等）の確保
- － 重要情報の保護
- － 協力者の名称・協力内容
- － 実効性確保のための取組（組織整備等）

（３）実施時期

（４）計画実施に必要な資金の額・調達方法

（５）その他

- － 関係法令（独禁法、下請法等）の遵守
- － レジリエンス認証、ISO22301認証の取得状況

中小企業庁BCP策定運用指針に基づき、

（※）これらに該当する場合、当該資料を添付すれば、一部記載を省略可とする。

◆2021年7月28日の認定社数

全国	29,101社
①東京	3,311社
②大阪	2,535社
③愛知	2,048社
④兵庫	1,856社
⑤静岡	1,602社
⑥神奈川	1,376社
⑦福岡	1,155社
⑧埼玉	1,009社
⑨北海道	863社
⑩千葉	799社

④⑥青森	89社
④⑦鳥取	72社

3.11 事業継続力強化計画策定の手引き(単独・連携)



Be a Great Small.
中小機構

資料 4

令和3年4月5日版
※本手引きは予告なく修正されることがありますので、必ず中小企業庁HPに掲載されている最新版をご確認ください。

- 中小企業等経営強化法 - 事業継続力強化計画 策定の手引き

目次

- 0. 手引きの構成
- 1. 申請書様式
- 2. 制度の概要
 - (1) 事業継続力強化計画認定制度について
 - (2) 制度活用の流れ
 - ・計画認定を受けられる対象企業
 - ・準備から認定まで
- 3. 計画策定の手順
 - (1) 計画策定の手順
 - (2) 単独型申請書様式の記載方法・ポイント
- 4. ご利用可能な支援措置
 - (1) 金融支援
 - (2) 税制措置
- 5. よくあるご質問
- 6. ホームページ・問い合わせ先・更新履歴



令和3年4月5日版
※本手引きは予告なく修正されることがありますので、必ず中小企業庁HPに掲載されている最新版をご確認ください。

- 中小企業等経営強化法 - 連携事業継続力強化計画 策定の手引き

目次

- 0. 手引きの構成
- 1. 申請書様式
- 2. 制度の概要
 - (1) 事業継続力強化計画認定制度について
 - (2) 制度活用の流れ
 - ・計画認定を受けられる対象企業
 - ・準備から認定まで
- 3. 計画策定の手順
 - (1) 計画策定の手順
 - (2) 連携型申請書様式の記載方法・ポイント
- 4. ご利用可能な支援措置
 - (1) 金融支援
 - (2) 税制措置
- 5. よくあるご質問
- 6. ホームページ・問い合わせ先

中小企業庁のホームページに入り、サイト内検索で「事業継続力強化計画」と入力すると、策定の手引き、申請書、関連資料がダウンロードできます。

3.12 普及啓発に向けた取り組み（サプライチェーンにおける親会社と地方自治体に期待される役割）

各ステークホルダーに期待される役割①

- 「**基本方針**」に基づき、**親企業・地方自治体・損害保険会社・地域金融機関**といった各ステークホルダーには、以下のような役割が期待される。

① サプライチェーンにおける親企業

- 親事業者の働きかけが下請中小企業にとって過大な負担とならないよう、十分な配慮の上で、下記のような取組を行うことが期待される
- ・取引先中小企業へのセミナー等を通じた**普及啓発**
- ・事前対策の実施支援、下請協力会や業界単位での取組の支援
- ・チェックシートに基づく事前対策の点検、**助言・支援**
- ・被害状況把握のための**コミュニケーション**の実施
- ・人的・技術支援による**復旧の支援**
- ・**納期の猶予**、国の補助金等の**被災支援策の斡旋**、操業再開した取引先に**新規案件の優先的紹介**などによる事業継続・復興支援

② 地方自治体（都道府県・市町村）

- 地域の総合的な経済団体である商工会・商工会議所と連携し、下記のような取組を行うことが期待される。
- ・認定制度活用促進のための**普及啓発**や独自の**インセンティブ付け**
- ・BCP策定支援・補助金・制度融資等の支援措置
- ・地域の商工団体や大学等と連携した取組（**自然災害時の体制構築、人材育成等**）
- ・独自の認証制度と**公共調達等との連動**
- ・防災・減災に関する取組の**顕彰**

3.13 普及啓発に向けた取り組み（損害保険会社と地域金融機関に期待される役割）

各ステークホルダーに期待される役割②

③損害保険会社

○中小企業の保険加入の状況は、必ずしも十分ではない。地震保険は加入率が低く、水災保険の加入率が高いが、カバー率は低い。この現状を踏まえ、下記のような取組が期待される。

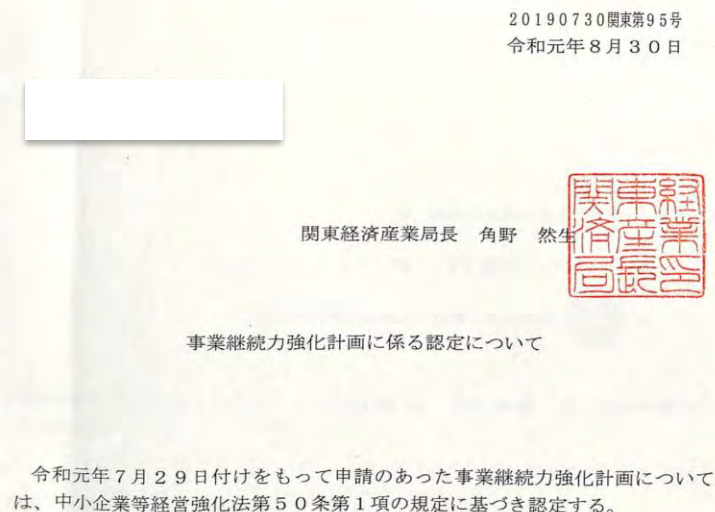
- 事前対策の取組状況等を踏まえた、リスクに応じた保険料の設定
- ハザードマップを活用した災害リスクの啓発やBCP策定等の対策支援
- 災害に対応した新たな保険商品の開発・販売（オールリスク補償型商品、実損補償型商品）
- 大規模自然災害発生後の契約見直しの懇話（ニーズ再確認・補償条件の見直し提案）
- 地方自治体との包括連携協定の締結（講習会の運営への協力等）

④地域金融機関

○個々の経営判断の中で、中小企業のニーズにきめ細かく対応する融資条件を設定するなどの取組を行うことが期待される。

- 災害対策の普及啓発
- 事前対策に必要な資金の融資・融資期間の延長
- 災害時に備えた事前の資金繰り相談・コミットメントラインなどの対応
- 被災した中小企業のニーズに対応し、融資条件を変更するなど、機動的かつ柔軟な対応
- 自然災害発生時に、借入金の元本返済を免除する融資プランの提供

3.14 認定通知書とロゴマーク（名刺、会社案内、ホームページに使用可です）



◆中小企業庁のホームページ、
「事業継続力強化計画」を検索
して、「ロゴマーク」をダウンロード

事業継続力強化計画認定ロゴマーク



事業継続力強化計画認定制度は、今後、防災・減災に向けて取り組む企業に対し、その計画を認定する制度です。認定企業には、計画で定めた取組を通じ、強く、しなやかな企業になっていただきたいと考えています。

本ロゴマークは、防災・減災に向けて取り組む企業への「信頼」、「安心」をイメージし、計画認定制度のシンボルとして活用するために作成しました。

3.15 神奈川県認定企業 1,376社の一部(中小企業庁のホームページから抜粋)

認定年度	名称	事業者HP
令和元年	行政書士池田事務所	http://makotogyousei.p2.weblife.me
	株式会社ワン・ツー・ストック	kikenbutsusoko.com
	玉家運輸倉庫株式会社	kikenbutsusoko.com
	サンエス倉庫株式会社	＝
	有限会社大附工務店	＝
	株式会社オオハシ	https://oohasi.co.jp/jp/index.html
	福増歯科医院	https://www.fukumashi.net/
令和2年	有限会社湘南技研	https://itp.ne.jp/info/140840861200000899/
	株式会社ライフネットワークス	https://life-networks.com
	株式会社渡辺商店	＝
	ツツ井産業株式会社	http://tsutsuisagami.web.fc2.com/
	司法書士藤井浩一事務所	https://www.fujii-office.com/
	高助商事有限会社	＝
	株式会社クレスト保険	http://www.sjnk-ag.com/a/crest-hoken/

4. ものづくり・商業・サービス補助金

4.1 ものづくり補助金 表紙 (ものづくり補助金事務局資料)

一昨年度のものづくり補助金は20,000件応募があり、9,500件採択されました。

＼経営革新に投資するチャンス！／

経費の1/2(特別枠・小規模事業者は2/3)を最大**1,000万円**まで補助！

令和元年度・令和二年度補正予算事業

ものづくり・商業・サービス補助金

公募要領

【概要版】
一般型／2次締切分

新商品の試作品を開発したい！

新たな生産ラインを導入したい！

知財を取得し、新サービスを立ち上げたい！

専門家や副業・兼業人材を活用したい！

2020年5月1日
ものづくり補助金事務局

資料作成協力：一般社団法人プロフェッショナル&パラレルキャリア・フリーランス協会

※本資料は令和元年度・令和二年度ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助事業・公募要領の概要版です。
応募にあたっては、必ず正式な公募要領をご覧ください。

4.2 ものづくり補助金

令和2年度から年2回が
3ヶ月毎になった。締切は
5月、8月、11月、2
月

「ものづくり補助金」が劇的変化！

10の
ポイント



4.3 ものづくり補助金

申請に必要な書類は？

01

事業計画書

(具体的取組内容、将来の展望、数値目標等)

※様式自由、A4で10ページ程度

02

賃金引上げ計画の表明書

(直近の最低賃金と給与支給総額を明記し、
それを引き上げる計画に従業員が合意している
ことがわかる書面【様式1】)

03

決算書等

(直近2年間の貸借対照表・損益計算書等)

04

その他加点に必要な資料 (任意)

成長性加点：経営革新計画承認書

政策加点：開業届 又は 履歴事項全部証明書
(創業又は第2創業の場合)

災害等加点：(連携) 事業継続力強化計画認定書
自然災害による被害状況等証明書 (様式2)

賃上げ加点：特定適用事業所該当通知書
(被用者保険の適用拡大を行う場合)

事業継続力強化
計画認定書がある
と優先採択の加点

※別途、基礎的な企業情報等は、電子申請システムに直接入力

4.4 ものづくり補助金

生産性向上のための
最新鋭の
機械の導入に活用

どんな経費が補助できる？

機械装置・システム構築費 ※ 	①機械・装置、工具・器具の購入、製作、借用に要する経費 ②専用ソフトウェア・情報システムの購入・構築、借用に要する経費 ③改良・修繕又は据付けに要する経費 ※1 生産性向上に必要な、防災性能の優れた生産設備等を補助対象経費に含めることは可能。 ※2 3者以上の中古品流通事業者から型式や年式が記載された相見積もりを取得している場合には、中古設備も対象。 ※3 必ず1つ以上、単価50万円(税抜)以上の機械装置等の設備投資が必要。	外注費 ◎	新製品・サービスの開発に必要な加工や設計(デザイン)・検査等の一部を外注(請負、委託等)する場合の経費 
運搬費	運搬料、宅配・郵送料等に要する経費 	専門家経費 ◎ 	本事業遂行のために依頼した専門家に支払われる経費 ※ 本事業の遂行に専門家の技術指導や助言が必要である場合は、学識経験者、兼業・副業、フリーランス等の専門家に依頼したコンサルティング業務や旅費等の経費を補助対象とすることが可能。(謝金単価に準じるか、依頼内容に応じた価格の妥当性を証明する複数の見積書を取得することが必要(ただし、1日5万円を上限)。)
技術導入費 ▲	知的財産権等の導入に要する経費 	クラウドサービス利用費	クラウドサービスの利用に関する経費 
知的財産権等関連経費 ▲	特許権等の知的財産権等の取得に要する弁理士の手続代行費用等 	原材料費	試作品の開発に必要な原材料及び副資材の購入に要する経費 

クラウドサービスの経費などは活用可能

▲：上限額＝補助対象経費総額(税抜)の3分の1

◎：上限額＝補助対象経費総額(税抜)の2分の1

※：機械装置・システム構築費以外の経費の補助上限額は500万円(税抜)

！：人件費や土地・建物の費用は補助対象外

※特別枠では、**広告宣伝・販売促進費も対象**

4.5 ものづくり補助金

お取引されている金融機関
又は商工会議所等にお尋
ねください。

関連サイト・お問い合わせ先

関連サイト

ものづくり補助金HP



<http://portal.monohojou.go.jp/index.html>

生産性革命推進事業HP



<https://eigansen.smr.go.jp/>

中小企業対策関連予算



<https://www.chusho.meti.go.jp/houkai/yosan/index.html>

JGrants



<https://jgrants.go.jp/>

gBizID



<https://gbiz-id.go.jp/top/>

お問い合わせ先

応募に関する不明点は、ものづくり補助金事務局サポートセンターまでお問い合わせください。

※新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、コールセンターの体制を大幅に縮小していますので、問い合わせは、原則、電子メールにてお願いします。

ものづくり補助金事務局サポートセンター

monohojo@pasona.co.jp

電話受付時間 10:00～17:00(土日祝を除く)：050-8880-4053 ※体制縮小により、大変繋がりにくくなっています。

上記サポートセンターの職員が不適切な対応を行った場合や、申請支援者とのトラブルについて通報いただく場合は、以下の窓口までご連絡ください。(一般的な応募に関するお問い合わせは、上記サポートセンターをご活用ください。)

トラブル通報窓口

houkoku-mh@mail.chuokai.or.jp

電話受付時間 10:00～12:00/13:00～17:00(土日祝を除く)：03-3523-4906 ※体制縮小により、大変繋がりにくくなっています。

5. 事業継続力強化計画の 認定申請書の策定について

別途、申請書の作成研修は1時間半で事業継続力強化計画の申請を作成し、その後、経済産業大臣認定を獲得できます。

5.1 よくある質問 その1

- 申請書の様式はどこで入手できますか？
- ◆ 中小企業庁ホームページの「事業継続力強化計画」と入力すると申請書、策定の手引きなどがダウンロードできます。
- 申請書はどこへ提出しますか？
- ◆ 例えば関東・甲信越・静岡の企業は関東経済産業局長あてに提出します。

関東経済産業局産業部中小企業課

〒330-9715

さいたま市中央区新都心1-1 さいたま新都心合同庁舎 1 号館

TEL 048-600-0321

5.2 よくある質問 その2

- 申請から認定までどのくらいの期間がかかりますか？
- ◆ 最長認定期間は45日です。早いと2～3週間で認定されています。平均は30日です。
- 認定を受けた事業者は、事業者名などが公表されますか？
- ◆ 認定を受けた企業は中小企業庁のホームページかにおいて事業者名とホームページアドレスが公表されます。
申請内容は公表されません。
- 事業継続力強化計画はいつまでに申請すればよいですか？
- ◆ 期限はありませんが、ものづくり補助金の申請時に認定通知書の写しが必要となります。

5.3 申請書の策定 申請に必要な書類

① 申請書（原本）

② チェックシート

③ BCP等の参考書類がある場合は、その書類

※BCP（Business Continuity Plan、事業継続計画）を既に策定済である等、事業継続の取組が既にある場合は、その取組がわかる書類を参考として添付いただき、申請書ではそちらを参照する旨記載いただく形で申請いただくことが可能です。

④ 返信用封筒（A4の認定書を折らずに返送可能なもの。返送用の宛先を記載し、切手（申請書類と同程度の重量のものが送付可能な金額）を貼付してください。）

電子申請も可能ですが、事前登録が必要です。

5.4 申請書のチェックシート(同封が必須です)

＜事業継続力強化計画 申請書提出用チェックシート＞				
以下必要事項を記入し、本チェックシートを申請書に添付下さい。				
事業者名			Webページ	
住所(返送先)	〒			決算月 月
担当者名	連絡先メールアドレス			
電話番号	FAX番号			
【下記項目について提出前に確認を行い、右側のチェック欄に「✓」をチェックしてください(該当しない欄には斜線又は「該当なし」を記入)】				
項目			申請者 チェック	受領側 チェック
Ⅰ 必要提出書類について				
1	①申請書(原本)、②必要な場合は参考書類、③本チェックシート④返信用封筒(A4の認定通知書を折らずに返送可能なもの、返送用の宛先を記載し、切手(申請書類と同程度の重量のものが送付可能な金額)を貼付してください。)、①～③の電子データ(PDFファイル)が格納されているCD-R			
Ⅱ 申請書の記載事項について ※番号は申請書の項目番号と対応				
表紙	申請書表紙に住所、記名、押印(又は自署)がある。			
表紙	宛先が、主たる事務所所在地を管轄する地方経済産業局等の長になっている。			
1	別紙の名称等の欄に、事業者の氏名又は名称、代表者名及び役職、資本金又は出資の額、常時使用する従業員の数、業種、法人番号13桁(ある場合のみ)、設立年月日を記載している。			
2	自社の事業活動の概要を記載している。			
2	事業継続力強化に取り組む目的を記載している。			
2	自社が事業継続をするにあたり必要な拠点に対し、ハザードマップ等の情報を元に事業活動に影響を与える自然災害等を1つ以上想定し、記載している。			
2	自然災害の発生が事業活動に与える影響について記載している。			
3-1	人命の安全確保について記載している。			
3-1	非常時の緊急時体制の構築について記載している。			
3-1	被害状況の把握、被害情報の共有について記載がされている。			
3-2	事業継続力強化に資する対策及び取組において、A自然災害等が発生した場合における人員体制の整備、B事業継続力強化に資する設備、機器及び装置の導入、C事業活動を継続するための資金調達手段の確保、D事業活動を継続するための重要情報の保護のうち、少なくとも1つ以上の項目に記載がある。			
3-3	事業継続力強化設備等の種類において、税制措置の適用を受ける場合は導入する設備等の詳細(型式まで)を記入している。確認項目を確認し、チェックをつけている。 税制措置の適用を受ける場合、税制優遇の対象は中小企業者等(資本金1億円以下等)となります。			
3-4	関係者を記載している場合、「名称」、「住所」、「代表者の氏名」、「協力の内容」の全てについて記載している。			
3-5	平時の推進体制及び、取組について記載している。			
4	実施時期は3年以内である。			
5	必要な資金の額とその調達方法を記載している。(日本政策金融公庫を利用する場合その旨を記載している)			
6	関係法令を遵守していることを確認し、チェックを記載している。			

5.5 作成にあたって・・・

◆申請書は5ページですが、ハザードマップを確認しながら、自社を取りまくりスクを認識して、記載していきます。

ヒト、モノ、カネ、情報、お互い様の具体的な対策や実施計画が企業ごと異なります。 経営者が自ら考えて記載ください。

・・・認定審査員は内容を確認しますので、不備があると申請書の差し戻しになる可能性があります。また、3年後に更新審査があり、記載した対策の実施状況の確認を求められます。

◆今回の認定は「経営者のやる気認定」です。経営者の事業継続に対する熱意を申請書に書いてください。

5.6 申請書の書類の確認

- ①今日のレジメ
- ②申請書は資料 2 です。
- ③パンフレットが資料の 3 です。
- ④「事業継続力強化計画策定の手引き」が資料の 4 です。99 ページありますので、今日は数ページの抜粋を送ってあります。
- ⑤申請用のチェックシートが資料の 5 です。

5.7 事業継続力強化計画申請書 (表紙を除いて4頁)

(別紙)
事業継続力強化計画

2ページ目

1 名称等
事業者の氏名又は名称
代表者の役職名及び氏名
資本金又は出資の額
業種
法人番号
常時使用する従業員の数
設立年月日

2 事業継続力強化の目標

自社の事業活動の概要	
事業継続力強化に取り組む目的	
事業活動に影響を与える自然災害等の想定	リスク想定
自然災害等の発生が事業活動に与える影響	人 モノ カネ 情報

3 事業継続力強化の内容

3ページ目

(1) 自然災害等が発生した場合における対応手順

項目	初動対応の内容	発災後の対応時期	事前対策の内容
1	人命の安全確保		
2	非常時の緊急時体制の構築		
3	被害状況の把握 被害情報の共有		
4	その他の取組		

発災時の対応

リスクに応じた保険を記載

(2) 事業継続力強化に資する対策及び取組

A	自然災害等が発生した場合における 人員体制の整備	
B	事業継続力強化に資する 設備、機器及び装置の導入	対策・取組
C	事業活動を継続するための 資金の調達手段の確保	
D	事業活動を継続するための 重要情報の保護	

5.8 事業継続力強化計画申請書様式(表紙を除いて4頁)

4ページ目

(3) 事業継続力強化設備等の種類

(2) の項目	取得 年月	設備等の名称/型式
1		
2		
3		

導入設備の内容
(モノ)

設備等の	(千円)
1	
2	
3	

確認項目

確認項目	チェック欄
上記設備は、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）及び消防法（昭和二十三年法律第八十六号）上設置が義務づけられた設備ではありません。	

(4) 事業継続力強化の実施に協力する者の名称及び住所並びにその代表者の氏名並びにその協力の内容

名称	

協力する団体一覧

名称	住所	代表者	協力内容

日本倉庫協会
や同業他社を
記載

名称	住所	代表者の氏名	協力の内容

5ページ目

(5) 平時の推進体制の整備、訓練及び教育の実施その他の事業継続するための取組

平時の取組

4 実施時期

年 月～ 年 月

※実施は3年以内

5 事業継続力強化を実施するために必要な資金の額及びその調達方法

実施 事項	使途・用途	資金調達 方法	金額 (千円)

資金調達の方法（カネ）

6 その他

(1) 関係法令の遵守（必須）

確認項目
事業継続力強化の実施にあたり、私的独占の禁止及び 法律（昭和二十二年法律第五十四号）、下請代金支 年法律第二十号）、下請中小企業振興法（昭和 の他関係法令に抵触する内容は含みません。

保険や融資
による資金調
達額を記載

(2) その他事業継続力強化に資する取組（任意）

確認項目
レジリエンス認証制度（※1）に基づく認証を取得していま
ISO 22301 認証（※2）を取得しています。
中小企業 BCP 策定運用指針に基づき BCP を策定しています。

(※1) 国土強靱化に貢献する団体を認証する制度

(※2) 事業継続マネジメントシステム（BCMS）の国際規格

5.9 倉庫業の事業概要と基本方針の記載例

倉庫業の記載例 47倉庫業

当社は倉庫業です。自然災害発生時には倉庫の建物や機械設備を保全しつつ、荷主からお預かりした寄託物を安全に保管し、入出荷を続ける重要役割を担っている会社です。

倉庫業のBCPにおける基本方針例

- ①従業員と家族の安全確保
- ②お預かりした寄託物の安全な保管
- ③地域貢献として、がれき等の撤去と地域復興支援
- ④荷主からの要請に迅速・適格に応える

5.10 倉庫業のリスクと保険の有無

右は保険の対象 下はリスク	建物・設備	お預かりした 寄託物(賠償)	休業補償	労災 (従業員補償)
火災	保険あり	保険あり	保険あり	保険あり
洪水	保険あり		保険あり	保険あり
地震	保険あり		保険あり	保険あり
新型コロナウイルス感染症			保険あり	保険あり
サイバーテロ	保険あり	保険あり (出荷遅延等)	保険あり	

5.11 水害への事前対策 その1

水災対策を大きく分けると以下3通りに整理できる。

- (1) かさ上げすることにより水に浸からなくする。⇒周りより高いと水に浸かりにくい。
- (2) 水をせきとめることにより浸入しないようにする。⇒出入り口などが高いと水が浸入しにくい。
- (3) 排水ポンプなどにより浸入した水をいち早く排出する。⇒排水溝などの管理状態がよければリスク低減できる

水災対策のため実施された内容でなくても、上記パターンにあてはまれば、水災リスクが低減できている。



建物1階高さが高いため、床上浸水しにくい事例



施設内防水板設置例
(電動式防水扉の格納状態)



土のうを設置した事例



吸水性土のう(乾燥状態では500g程度)

当社撮影

5.12 水害への事前対策 その2

考える対策と難易度を以下に示す。

建物を高床式とする	困難
建物構造を防水構造とする。外壁部への防水性コーティングや不要な開口部の閉鎖、の設置。	比較的困難
ドアや窓、通路などの開口部への防水扉や止水板、堰壁を設置	中程度
敷地周囲や建物周囲への防水壁、盛土の設置	比較的容易
敷地内での遊水池および排水ポンプ設備の設置	比較的容易
下水管の管内や雨水流入部がごみなどで閉塞されないよう維持管理	容易
配管などの外壁貫通部周りの止水措置の実施	容易
床材、壁材、内装材、ドア・キャビネットは耐水性、防錆性の材料(ステンレス、メッキ、防水塗装)とする	適宜改修するのは比較的容易
電気設備、空調設備、給排水設備の周囲には防水壁を設置する	比較的困難
電気・空調機器などの設備をかさ上げするとともに床面に固定する	中程度
非常用自家発電装置に接続できる排水ポンプ設備を設置する	容易
電気配線やコンセント、スイッチなどをできるだけ高い位置に設置する	中程度
土のう袋や土のう用砂、防水シートの配備	容易



電気設備周囲に防水堤を設置した事例



水災対策用備蓄物品の事例
発電機、水中ポンプ、土のう、非常用照明器具など

お問合せ先

ご質問・ご相談は、以下までご連絡いただければ幸いです。

お問合せ先

S O M P O リスクマネジメント株式会社
高橋

住所 : 〒160-0023
東京都新宿区西新宿1-24-1
エステック情報ビル27階

携帯電話 : 070-1473-2675 (高橋)

E-mail : ktakahashi40@sompo-rc.co.jp

H P : <http://www.sompo-rc.co.jp>

ご清聴ありがとうございました。

